

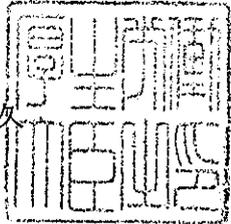
厚生労働省発能 0 3 2 9 第 3 号

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法第 6 0 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の  
指定基準の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する告示案要綱（案）

第一 雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部改正関係

- 一 専門実践教育訓練に該当するものとして、情報通信技術に関する資格のうち中長期的なキャリア形成に資するものとして職業能力開発局長が定める基準に該当するものの取得を訓練の目標とする課程であつて、当該教育訓練の時間が百二十時間以上かつ期間が二年以内のものであるものを加えること。（第二項第一号ロ（2）関係）
- 二 専門実践教育訓練の実績として、前号に該当する教育訓練については、目標資格に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであることを加えること。（第二項第五号ロ（2）関係）

第二 その他

- 一 この告示は、平成二十八年十月一日から適用すること。

二 この告示の適用に関し、必要な経過措置を定めること。